



国自旅第242号
平成31年2月7日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

旅客課長



障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について

公共交通機関の障害者割引については、従来より、各事業者において実施されているところですが、割引を利用する際の運用については、多くの事業者において身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、マイレージ等の会員サービスや交通系ICカード等を活用し、利用の度に身体障害者手帳の提示を求めていない事業者もいるところです。

今般、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が昨年12月14日から施行され、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること」を特に留意しなければならないこととされました。

また、昨年12月に開催された内閣官房のユニバーサルデザイン2020評価会議において、委員より、公共交通機関の利便性向上の観点から障害者手帳の提示等の簡素化を求める意見があったところであり、今般、総合政策局安心生活政策課長から、別添のとおり、障害者割引運賃による乗車時の本人確認に関して、協力依頼がなされております。

つきましては、障害者等の移動上の利便性を向上する観点から、貴協会傘下の会員に対し、「障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例」（別紙参照）を周知していただくとともに、障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めていますようお願いいたします。

なお、障害者割引の適用の際の本人確認について、障害者手帳等の呈示に限らず、合理的な方法による本人確認も可能であることを明確化するため、現在、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正手続きを進めていることを申し添えます。

自動車局旅客課長 殿

総合政策局安心生活政策課長
(押印省略)

障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について

公共交通機関の障害者割引については、従来より、各事業者において実施されているところですが、利用の際の運用については、多くの事業者において身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、マイレージ等の会員サービスや交通ICカード等を活用し、利用の度に身体障害者手帳の提示を求めていない事業者もいるところです。

今般、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が昨年12月14日から施行され、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること」を特に留意しなければならないこととされました。

また、昨年12月に開催された内閣官房のユニバーサルデザイン2020評価会議において、障害者の委員より、公共交通機関の利便性向上の観点から障害者手帳の提示等の簡素化を求める意見があったところです。

については、障害者等の移動上の利便性を向上させる観点から、下記の措置をすみやかに講ずるようお願いいたします。

記

1. 障害者割引は各事業者の自主的な判断に基づき運用されるものであることを明確にするため、貴局において制定している告示、通達等において、標準的な方法として利用の際に身体障害者手帳等の提示を求めている規定を削除する等、必要な見直しを行うこと。

2. 関係事業者等に対し、マイレージ等の会員サービスや交通ICカード等を活用して利用の度に身体障害者手帳の提示を求めていない事例（別紙参照）を周知するとともに、障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めること。

以上

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社（ANAグループ、JALグループ）においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



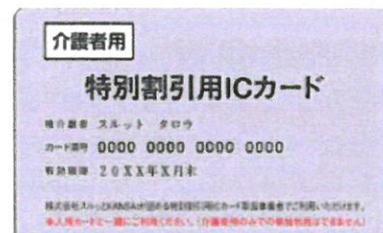
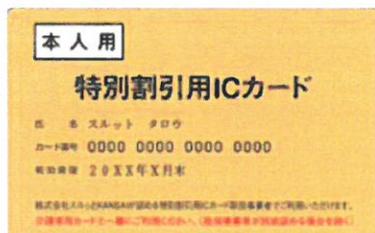
(読み取り機にタッチして登録情報を確認)

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 ICカードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関（ICカード取扱事業者）において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式ICカード。

入手方法は、「申込書（封筒）」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要（係員が求めた場合は提示が必要）となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要（交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能）
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



(スルッと KANSAI 特別割引用 ICカード)